

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 第4回合併協議会

## 会議資料

日時 平成16年3月18日(木) 午後2時から  
場所 伊予市 市民会館 4階 会議室

# 伊予市・中山町・双海町合併協議会 第4回協議会次第

日時：平成16年3月18日(木)14:00～

場所：伊予市 市民会館 4階 会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

伊予市・中山町・双海町合併構想説明会の開催結果について

## 4 議 題

### (1) 協 議

協議第5号 新市まちづくり構想について〔継続協議〕

協議第6号 新市の事務所の位置(事務の方式)について

協議第7号 地域審議会の設置について

### (2) その他

法定協議会への移行について

## 5 閉 会

協議第5号〔継続協議〕

新市まちづくり構想について

新市まちづくり構想について、別添のとおり確認を求める。

平成16年3月18日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

協議第 6 号

新市の事務所の位置（事務の方式）について

新市の事務所の位置（事務の方式）について、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 3 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

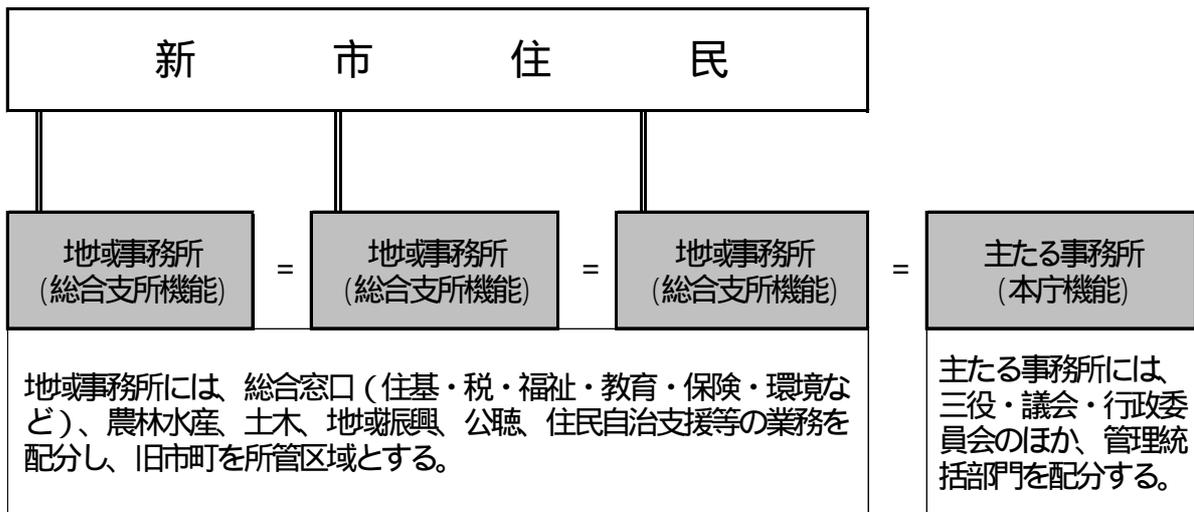
新市の事務所の位置（事務の方式）について
事務の方式については、伊予方式（総合支所方式を基本とした新しい方式）とする。

平成 年 月 日確認

## 新市の事務所の位置（事務の方式）について

総合支所方式を基本とした新しい方式

### 《 概 念 図 》



### 1 主たる事務所（本庁）と地域事務所（総合支所）の設置

管理統合機能(本庁機能)を主たる事務所に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ「地域事務所」を設置する。

### 2 集中統合する事務と地域分散する事務との効果的配分

新市の統一的な業務、全域に関わる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分する。

住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題・需要に関する業務、現場に関わる業務を総合支所機能として地域事務所に配分する。

### 3 効率的な行政運営

電算システムの活用により事務の効率化と人件費の削減、効果的な事業推進、適正な人事配置と職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、行財政改革を推進する。

協議第 7 号

地域審議会の設置について

地域審議会の設置について、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 3 月 18 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
会長 中 村 佑

記

地域審議会の設置について

市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会は設置しない。  
合併後の住民自治を確保するため、新市において新たな自治組織の仕組みを検討する。

平成 年 月 日確認

## **地域審議会とは**

### **(1) 制度の趣旨**

地域審議会の制度は、合併で行政区域が拡大することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきた。

このことに対応して、地域の実情に応じた新市の施策の展開に対する住民の意思表示の方法として、平成11年の合併特例法の改正により、地域審議会制度が創設された。

なお、地域審議会の設置は、地域の実情に応じて判断されるものであることから、新市に必ず設置しなければならないものではなく、また、すべての市町に置く必要もない。

### **(2) 制度の役割**

地域審議会は、合併前の市町の区域を単位として設けられ、新市建設計画の変更や執行状況、当該区域で行われる事業などの新市の施策に関して市長から諮問を受け、又は必要に応じて市長に対して意見を述べることができる。

### **(3) 設置の期間**

地域審議会は、特例的、暫定的な制度であるため、合併関係市町の協議により、一定期間に限って設置されることとなる。設置期間を決定するに当たっては、新市建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合には、その意見を聴くこととされていることから、新市建設計画の期間（10年）とする事例が多い。

## **伊予市・中山町・双海町合併協議会の場合**

地域審議会の設置の主な趣旨は、行政区域が拡大して行政組織が本庁に集約されることにより、周辺部の声が届かなくなるのではないかという合併前の懸念を払拭することを目的にしており、合併前の市町村を単位として置くことができるとされている。

伊予市・中山町・双海町においては、分散型のまちづくりにより各々の市役所・役場を中心に地域の自立支援を進めることを基本指針として合併協議がなされており、行政区域が拡大しても、そのまま周辺部の声が届かなくなる懸念は薄いと考えられる。

新市においては、地域振興、広報公聴の充実に加えて、住民参画と協働のまちづくりのために必要な機能を整備していくことが求められている。

## 根拠法令等

### 市町村の合併の特例に関する法律

(地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
  - 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
  - 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

## 先進事例

### \* 石部・甲西合併協議会（滋賀県）

- 1 市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会は設置しない。
- 2 合併後の住民自治を確保するため、新市において新たな自治組織の仕組みを検討する。  
〔補足説明 事務の方式：分庁方式〕

### \* 宇摩合併協議会

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新市において設置する。

地域審議会の組織及び運営などについては、別紙のとおりとする。

〔補足説明 設置する旧市町村：土居町 設置しない旧市町村：川之江市  
新宮村 伊予三島市〕  
事務の方式：新庁舎建設後、本庁方式

### \* 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

〔補足説明 設置する旧市町村：宇和島市・吉田町・三間町・津島町〕  
事務の方式：本庁方式

## 法定協議会への移行について

### 1 法定協議会設置の手順

- (1) 規約、協議書等の協議
- (2) 設置年月日の協議
- (3) 3市町の議決及び告示

### 2 任意協議会の解散

#### (1) 解散の期日

法定協議会が設置される日の前日とする。

#### (2) 協議会の収支の決算及び監査

協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

### 3 第1回（法定）協議会の開催予定

日時：平成16年 月 日（ ）：～  
場所：中山町

### 【参考】

#### 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会の設置)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

#### 地方自治法

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

# 第 4 回 会 議 資 料

## 協 議 会 委 員 の 異 動 に つ い て

伊予市・中山町・双海町合併協議会

## 伊予市・中山町・双海町合併協議会委員の異動について

中山町から委員の異動について届出があったので、次のとおり報告する。

区 分	異 動 前	異 動 後	異動理由
規約第5条第1項 第2号委員(議長)	いずみ まさ かつ 泉 正 勝	いの うえ まさ あき 井 上 正 昭	H16.3.11 中山町議会議長 交代のため

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

役職	区分	職名又は選出市町	氏名	
			異動前	異動後
会長	1号委員 (首長)	伊予市長	中村 佑	中村 佑
副会長		中山町長	市田 勝久	市田 勝久
		双海町長	上田 稔	上田 稔
委員	1号委員 (助役)	伊予市助役	小林 茂	小林 茂
		中山町助役	窪中 修一	窪中 修一
		双海町助役	藤田 稔	藤田 稔
	2号委員 (議長)	伊予市議会議長	重松 囿右	重松 囿右
		中山町議会議長	泉 正勝	井上 正昭
		双海町議会議長	若松 孝行	若松 孝行
	3号委員 (議会選出議員)	伊予市議会議員	日野 正則	日野 正則
		中山町議会議員	田中 弘	田中 弘
		双海町議会議員	大石 寿淑	大石 寿淑
	4号委員 (学識経験者)	伊予市	岡田 清満	岡田 清満
			西岡 義雄	西岡 義雄
			安田 一江	安田 一江
		中山町	亀井 慎滋	亀井 慎滋
			高橋 敏	高橋 敏
			上岡 幸子	上岡 幸子
双海町		中嶋 都貞	中嶋 都貞	
		矢野 鎮男	矢野 鎮男	
		富岡 喜久子	富岡 喜久子	

# 第 3 回 協 議 会 質 疑 事 項 報 告

新市システム統合業務委託に係る指名業者の評価について

過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例措置の適用について

伊予市・中山町・双海町合併協議会

## 新市システム統合業務に係る指名業者の評価について

### 1 プロポーザル（企画提案）方式

プロポーザル方式とは、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書の提出を求め、技術的に最適なものを特定する手続である。単に入札金額又は見積金額だけの競争により受託者を選定するのではなく、設計者の発想、解決方法、能力等を審査し、技術力を評価する。

### 2 指名業者

株式会社愛媛電算、株式会社オーイーシー、日本電気株式会社松山支店、富士通株式会社松山支店

### 3 評価結果

プロポーザル方式による評価の結果は、下表のとおりである。

	満点	日本電気株式会社 松山支店	A社	B社	C社
総合得点	1,000	755.8	727.7	703.3	688.5

## 過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例措置の適用について

伊予市と過疎地域に指定されている中山町、双海町とが合併した場合、新市全体としては、過疎地域の要件を満たしませんが過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という。)第33条第2項では、「合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。」と定められており、過疎法の期限である平成22年3月31日(合併後5年間)までは、中山町、双海町の区域に限って特例措置が受けられることとなっています。

亀井委員の質問事項(3月1日開催の合併協議会時)の回答について

(質問) 新聞記事の中で松山市に編入合併する中島町においては、松山市のように財政力に余裕のある自治体の一部となれば過疎債が使えなくなるのではないかという記事を見た。中山町、双海町においては、合併後に過疎債の適用がどのようになるのか。

(回答) 過疎法第33条第2項(上記)により中山町、双海町の区域に限って、過疎法の期限である平成22年3月31日(合併後5年間)までは、特例措置が受けられることとなっています。

なお、2月27日の愛媛新聞での中島町の記事については、次のとおりです。「加戸知事は、過疎地特例で県が町の代りに整備している中島町の町道について、松山市への編入合併後は、過疎代行の継続が難しくなる可能性を示した。過疎代行は、財政力や技術的に乏しい自治体の事業を県が肩代わりしてきたもので松山市になると理屈が付けにくい。国と交渉はしてみるが、合併後の事業となると国のハードルはきわめて高い。」「県道路維持課は、松山市など財政力に余裕のある自治体と合併する場合、補助採択の優先順位が低くなる可能性がある。」

このように中島町の事例は、松山市への編入合併に関する過疎代行事業(県が町の代わりに整備)の問題であり、今後の取扱いが愛媛県において検討されます。

現時点で、中山町、双海町においては、このような過疎代行事業の計画はありません。市町村が事業主体の事業については、従来どおりの特例措置が受けられることとなります。

## 第4回 会議資料

# 合併構想説明会の開催結果

伊予市・中山町・双海町・合併協議会

## 伊予市・中山町・双海町合併構想説明会開催結果

### 1 開催会場及び参加者数等

12会場（伊予市：6会場、中山町：3会場、双海町：3会場）で開催し、参加者総数は、611人、発言者は90人であった。

市町名	開催回数	会場	対象地域	参加者数			発言者数		
				男	女	計	男	女	計
伊予市	第1回	JAえひめ中央南伊予支所	上野地区	91	11	102	10	0	10
	第2回	中村地区公民館	中村地区	50	4	54	10	0	10
	第3回	鳥ノ木東集会所	本庁地区	31	27	58	5	1	6
	第4回	上吾川集会所		29	4	33	11	0	11
	第5回	市民会館		43	10	53	6	2	8
	第6回	緑風館	大平地区	34	3	37	11	0	11
小 計				278	59	337	53	3	56
中山町	第7回	佐礼谷生活改善センター	佐礼谷地区	21	6	27	8	0	8
	第10回	農業総合センター	中山・永木地区	25	5	30	3	1	4
	第11回	農業総合センター	出淵・野中地区	67	13	80	10	0	10
小 計				113	24	137	21	1	22
双海町	第8回	翠小学校体育館	翠校区	43	4	47	3	1	4
	第9回	下灘コミュニティセンター	下灘校区	36	3	39	6	0	6
	第12回	町民会館	由並校区	42	9	51	2	0	2
小 計				121	16	137	11	1	12
合 計				512	99	611	85	5	90

### 2 説明会の概要

- (1) 新市まちづくり構想の説明
- (2) 新市の事務の方式と住民自治組織の説明
- (3) 質疑応答

### 3 結果の総括

分散型のまちづくり・主要施策・事務の方式（伊予方式）・住民自治の推進について、説明し理解が得られたと考えております。

会場で得た意見・要望等については、今後の新市建設計画立案及び事業推進の参考として、できる限り反映させていきます。

### 4 協議事項

「郷」を「くに」と呼ぶことについて

#### (1) 説明会における意見等

「郷」を「くに」と呼ぶことは無理ではないか。

「まちづくり構想」の中での「郷(くに)づくり」では、整合がとれないのではないか。

#### (2) 協議の論点

説明会における意見等は、字義的な表記上の妥当性を問うものである。

国語表記上は、「郷」に「くに」との読みはない。

この構想では、伊予方式による行政運営、住民自治組織の制度化による協働のまちづくり、自治基本条例の制定など、先進事例にとらわれない独自のまちづくりによる将来像に対して、独創的な呼び方にも意味を見出そうと、あえて通常の読みと異なる呼び方をするものである。

「まちづくり」という言葉は既に一般に定着しているが、その概念は非常に広く、地域づくりや住民自治そのものとも考えられるほか、これらに関する個々の事業もまたまちづくりと呼ばれる。これを使用に際して逐一定義することは、かえって論議の方向性を見失わせることとなるため、そのまま幅広い概念で使用しており、この構想で限定的に概念を定義した郷(くに)と一般的に広い概念を持つまちづくりとは、その使用において整合させる必要のないものである。

独創的な呼び方をすることに一定の効果を期待するものであるが、全国的に「郷」を「くに」と呼ぶ事例がないわけではない。この件については、伊予市・中山町・双海町のまちづくり実績と目指すべき方向とから、主体的に判断すべき事項である。

#### ア 他に使用事例がないことの期待効果

先進事例にとらわれない積極性を持ち、歴史的な新局面にあることを理解してもらい、意識改革をする。

#### イ 他にも使用事例があることの効果

実績があることに対して安心感と信頼感が持てる。また、表現、発想としても広く受け入れられやすい。

#### (3) 参考（使用事例）

- ・熊本県総合計画（「11の郷(くに)づくり」を進めます。）
- ・会津若松市観光物産情報（「いやしの郷(くに)会津発見伝」）
- ・矢部・清和・蘇陽合併協議会（「いのちの理想郷」という郷(くに)づくり）
- ・福井県小浜市中名田地区ホームページ（田村の郷(くに)eたより）
- ・JANJAN（NPO型インターネット新聞）（全国お郷(くに)ことば・憲法第9条）

## 5 主な意見等

### 都市基盤の整備

水の確保には全力を尽くしてほしい。

R56号の4車線化、R378号バイパス及び伊予・松山港連絡道路整備を早期に完成させてほしい。

高齢者が歩くという発想で道路を見、整備するという観点で進めてほしい。

合併による観光の面も考慮し、砥部町へ抜けるトンネルの実現についてもお願いしたい。

高速情報通信網の整備が遅れている所は行政でカバーして、田舎にも若者が住めるようにお願いしたい。

### 住環境の整備と生活安全の確保

集落排水事業の整備を進めてほしい。

### 福祉の向上と保健・医療の充実

少子高齢化の医療対策として、高度な医療技術の導入の検討、関係医療機関との連携を図りながら、高度専門医療施設の誘致についても検討してほしい。

合併により、高齢者や障害者などにしわ寄せがこないようにしてほしい。

過疎、少子化、高齢化になっても、良い生活ができるようにしてほしい。

### 教育・文化・スポレクの振興

財政負担の大きい箱物整備は慎重に考えてほしい。

文化活動等で利用しやすい会館等の施設整備をしてほしい。

### 産業の振興

4つの基本政策が掲載されているが、この中で一番の基本は「産業の振興」でないといけないと思う。産業を興して、みんなが働く場を持ち、お互いに生活のレベルがアップできるような施策を講じてほしい。

ため池の修復で多大な負担が関係者にかかっているが、農業は不振で困っており、行政として何か対策を考えてほしい。

現在実施している農業振興等の町単事業についても、引続き実施してほしい。

森林組合も合併するが、市・町の補助がないとできないところがあるから、新市においても後押しをしてほしい。

農林業の振興について掲載しているが、農業を担っているのは女性が多い現状を見て、女性が明るい方向の農業を目指していけるようにしてほしい。

構想が絵に描いた餅にならないようにしてほしい。

伊予ICを有効に利活用してほしい。

工業団地の企業誘致を進めてほしい。

## 参画と協働の郷(くに)づくり

新市の事務方式と住民自治組織を、これからどう実施するのかというのが課題だと思う。権力者が権限を委譲する「分権」ではなく、住民サイドの基本は「自主」「自立」と思う。住民の英知やエネルギーを結集した形を、より強く出した方向の構想にしてもらい、がんばって、いいまちづくりを進めてほしい。

住民自治組織について、小学校単位でなくもっと小さな単位で行い、各地域で10か年の地域づくり計画を作る。そうでないと意識改革も進まない。

自治組織の機能・支援等についても、行政主導・画一的なものではなく、住民が主体的に意欲を持って参加をする。住民自治の組織は、協働を育てていくという仕組みづくりをお願いする。

住民自治組織で意見が出なければ、意見が出ないからこうしますではなく、みんなが自由に意見が言えるような環境を作ってほしい。

住民サイドも意識改革が必要だと思う。行政も十分に住民の立場に立って考えていくようにお願いする。

住民自治組織ですが、道づくり等を地域の住民に委託すると人件費、工事費も半額程度でできる。これから農村地域も大変きびしいので、負担金を出すのではなく自分達が働いて行く。住民ができる所で、そのような制度があれば助かると思う。

各地域に良いところもあり、自分たちの力だけでは対応できないときに、行政の助けがあれば、住民と一体となり、投資した以上の効果が出ると思うのでお願いしたい。

それぞれの支所に「御意見箱」みたいなものを設置して住民の意見を吸い上げてほしい。

合併しても区長制度を残してほしい。

合併すると周辺地域の過疎化が急速に進むと思う。過疎化に歯止めがかかるような具体的な方策を考えてほしい。

行政の効率化とサービスを低下させない、この相反することを考えた上での合併でなければならぬと思う。

## 財政シミュレーション

この厳しい財政状況の中で、どういう形でまちづくりをしてゆくの、どのような展望があるのか、どういう形でのメリットが出てくるのか、説明してほしい。

財政シミュレーションで合併してもしなくても赤字になるが、その解消方法について、もっと詳しく説明すべきではないか。

また、年々歳入が減ってくるわけだから、それに対し市は、どのような財政基盤を確立しようとしているのか、分かりにくいので教えてほしい。

施設(第3セクター等)について、合併後に財政的な負担として残らないよう対応を協議しておいてほしい。

特例債は、自分たちの借金になるから、生きたお金を使っていただくことを要望します。

人件費の削減効果をもっと出るように議員定数を考えてほしい。

大変厳しい財政。財政の計画についても情報公開を行い、住民の知恵を借りるといったことも配慮してほしい。

## 「住民」と「市民」について

### 1 住民と市民の定義

- (1) ある市町村の区域に住所を持つ者は、その市町村の住民であり、同時に、市町村を包括する都道府県の住民でもある。

その区域内に住所を有する者は、法人も含めて、すべて住民であり、人種、国籍、性別、年齢などによる制限はない。

- (2) 市民については、法令・行政上の用語ではなく、これを条例や計画等で使用する場合は、その条例や計画等の中で用語としての定義をして使用することになる。(範囲、属性等が異なる。)

### 2 新市まちづくり構想における「住民と市民」

新市まちづくり構想において、市民という用語を使用する場合、あるいは住民と市民とを使い分ける場合、「この構想における市民」についての定義をすることが必要である。

この定義づけを行うには、幅広く、かつ、専門的な協議や検討が必要である。「自治基本条例」の検討作業の中では、この協議が必要になってくると思われる。

この構想においては、特に「市民」を定義づけなくても、住民自治推進の方向付けが可能である。

したがって、用語としては「住民」のみを使用した。

### 3 参考

- (1) 地方自治法第10条(住民の意義、権利義務)

第10条 市町村の区域内の住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

- (2) 国際法の定義

市民：特定の地域において、政治に参加できる者

人民：特定の地域にいる者

- (3) 辞書による定義(広辞苑)

住民：その土地に住む人。

市民：国政に参与する地位にある国民。公民。広く、公共性の形成に自立的、自発的に参加する人々。

- (4) 条例で定義をした例

市民：市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。(柏崎市市民参加のまちづくり基本条例)

伊予市・中山町・双海町

# 新市まちづくり構想

(素案)



平成16年 月

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 目 次

第 1 序論	
1 合併の必要性と課題	1
2 構想の策定方針	4
第 2 新市の概況	
1 位置と地勢	5
2 人口・世帯数	6
3 土地利用・道路交通体系	8
第 3 新市のまちづくりの基本方向	
1 将来人口の見通し	11
2 郷(くに)づくりの基本理念	12
3 新市の将来像	12
4 新市のまちづくりの主要施策の体系	13
5 地域特性に応じた土地利用	14
第 4 新市の主要施策	
基礎的條件の整備 都市基盤の整備	16
まちづくりの基本政策	
住環境の整備と生活安全の確保	18
福祉の向上と保健・医療の充実	20
教育・文化・スポレクの振興	22
産業の振興	24
主要施策の推進 参画と協働の郷(くに)づくり	26
第 5 新市における県事業の推進	28
第 6 公共施設の適正配置と整備	29
第 7 財政シミュレーション	30
新市まちづくり構想体系図	39

# 第1 序論

## 1 合併の必要性和課題

### (1) 日常生活圏の拡大と住民ニーズの高度・多様化への対応

新市の地域においては、古くから歴史的な交流が深く、人々の生活圏は行政区域を越えて拡大しており、伊予市と中山町及び双海町との間では通勤・通学、買い物など日常的な往来も活発であり、交通網の発達により結びつきが一層深まっています。

こうした生活圏の拡大と、今日の住民ニーズの高度・多様化に応えるためには、地域を一体としてとらえ、公共施設の相互利用やサービスレベルの統一など、日常生活圏に見合った広域的な行政運営が求められています。

しかしながら、伊予市・中山町・双海町は、それぞれの地域で施設・基盤整備を営んできており、今回、これを合併することで一極集中のまちづくりを行うと、周辺部となる地域の衰退が加速され、結果として新市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービス低下につながることも懸念されます。

したがって、合併するに際しては人口減少地域に配慮した分散型のまちづくりが必要であり、「広域行政の推進」と「狭域(地域)行政の充実」とを両立させることが課題となります。

そのためには、合併により行財政の効率化に努めるとともに、併せて「公=官」のサービスのあり方を見直す体質改善が必要です。

さらに、地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革を行い、地域活動の拠点を整備するなど、地域の自立を支援し、地域住民と行政との参画と協働の行政運営をすることにより、地域も公共サービスの担い手となり、行財政のスリム化と公共サービスの充実との両立、また、地域の課題に対応した均衡ある発展を図ることができます。

### (2) 地方分権推進への対応

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、多くの事務が市町村へ委譲されています。住民に最も身近なところで総合的なサービスの提供を担うため、地方分権を具体的に実現し、自らの判断と責任で特性を活かした地域づくりを進めていくことが期待されており、合併によって行政基盤を強化するとともに、それぞれの地域資源を活用し、新たな地域発展の可能性

を創出することが必要です。

そのため、自己決定・自己責任の地方自治の確立を目指して、住民自治の制度化と行政評価の仕組みをつくる必要があります。

また、地域住民の自己決定権の拡充を図るため、住民の行政参画と情報公開の推進が重要です。

行政機構においても本庁機能と総合支所機能とを明確に区分して地域内分権を確立し、総合支所において地域活動を支援する行政運営が求められています。

### (3) 少子高齢社会や環境問題への対応

本格的な少子高齢社会を迎え、総合的な少子化対策や、保健・医療・介護保険などの行政需要は今後も増大していくと思われます。ますます増えることが予想される高齢者の福祉・保健・医療や地球温暖化などの環境問題に対応するため、効率的な組織機構の確立や専門的かつ高度な能力を有する人材の確保を図るなど、行政体制を強化する必要があります。

また、地域特性に応じた質の高いサービスの提供体制を構築するため、「公＝官」によるサービスの硬直化を解消し、協働(パートナーシップ)のまちづくりを推進して、民間サービスの活用も検討する必要があります。

### (4) 住民サービスの充実・向上への対応

住民サービスの基本は、地域密着と満足感にあります。合併により行政基盤を強化し生活圏の拡大に対応する一方で、住民サービスは、住民に身近なところで、住民の視点から提供されることが大切になります。

また、より高いサービスの提供を目指して、IT活用による総合窓口化やグループ制による事務の効率化と人件費の削減、行政評価システムの導入による効果的な事業推進、人事評価システムによる適正な人事配置と職員の資質向上を図ります。

総合支所のほか、郵便局など身近な施設においても、提供可能な公共サービスの実施が求められます。

### (5) 3市町のまちづくり実績と課題への対応

3市町それぞれのまちづくり実績から、今後のまちづくりの方向性を継承し、それぞれの課題を地域課題として対応していく必要があります。

## ア まちづくりの方向性

自然、歴史、文化などの豊かで多彩な地域資源を活かして、各地域や団体の交流と連携を促進し、相互に補完しあいながら、新市としての一体性を高めていくことが求められます。

また、3市町ともこれまで住民参画のまちづくりを目指しており、今後も参画と協働のまちづくりを推進していきます。

## イ 対応すべき課題

少子化の進展に対応した子育て支援や保育サービスの充実

今後も進行する高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実

人口減少地域の活性化、コミュニティ活動の支援

豊かな自然環境の保全と活用

農林水産業、商工業、観光の振興

中心市街地の活性化と道路・交通・情報基盤の整備

## ウ 行財政の効率化

景気の低迷による税収不足のなか、社会保障関係費をはじめとした財政負担が増大し、国・地方を通じて厳しい財政状況にあります。加えて市町村においては地方交付税制度や補助金等の見直しとともに、地方分権の進展による行政需要の拡大により、一段と厳しい財政運営を迫られています。

このような状況のもと、上記の課題に対応し、行政サービスレベルを維持していくためには、公共サービス提供のあり方を見直していくとともに、3市町が一体となって行財政運営の効率化を図っていくことが必要になります。

## (6) 新市として活用すべきまちづくり資源の活用

道路、鉄道、港湾など、交通の要衝にあり、松山空港や松山港も近くにあります。

海、山、ため池、ホタル、夕日など、豊かで多彩な自然環境に恵まれており、昼間の景観は勿論のこと、松山市街を望む立地から、夜景も美しいです。

歴史的、文化的資源や天然記念物に恵まれています。

農産物や海産物、及びその加工業など、「食」の産業が盛んです。

## 2 構想の策定方針

### (1) 構想の趣旨

この構想は、伊予市・中山町・双海町の合併後のまちづくりを、総合的かつ効率的に進めることを目的とし、3市町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に資するために策定するものです。

### (2) 構想の内容・構成

#### ア 構想の対象となる地域

伊予市、中山町及び双海町の全地域とします。

#### イ 構想の構成

この構想は、

新市の概況

新市のまちづくりの基本方向

基本方針を実現するための新市の根幹となるべき主要施策

公共施設の適正な配置と整備に関する事項

財政シミュレーション

を中心として構成します。

### (3) 構想の期間

この構想の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

## 第2 新市の概況

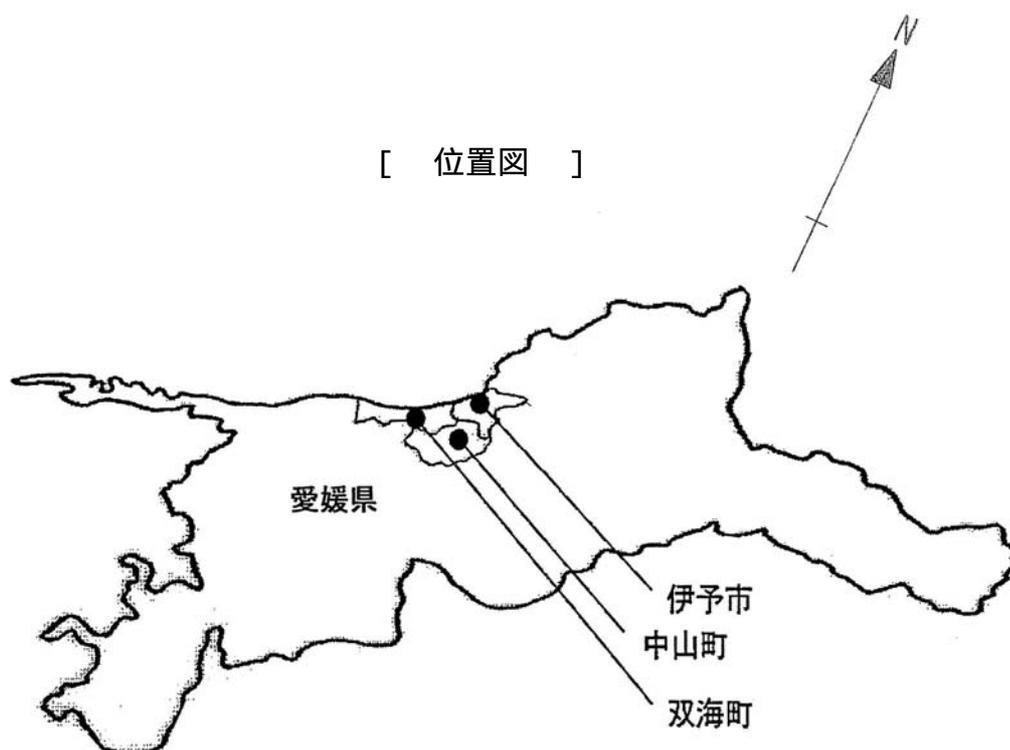
### 1 位置と地勢

伊予市、中山町、双海町の3市町は、愛媛県のほぼ中央に位置しています。東西に23 km、南北に21 kmの広がりを持ち、東南に四国山地、西北に瀬戸内海を望む美しい自然に恵まれ、面積は194.47k m<sup>2</sup>となります。

また、新市の北部は道後平野の南端を占める平地部であり、西北面は瀬戸内沿岸、さらに南部は、中山間地で500m～600m、牛ノ峰山など高いところで900m前後の山地が続くなど、多様な姿を見せています。

集落は、平地部に人口集中地区が見られるほか、谷筋と海岸線に沿って形成されています。

[ 位置図 ]



## 2 人口・世帯数

### (1)人口・世帯数

昭和60年以降、3市町の人口と世帯数は、伊予市が増加傾向、中山町、双海町は減少傾向を示しています。

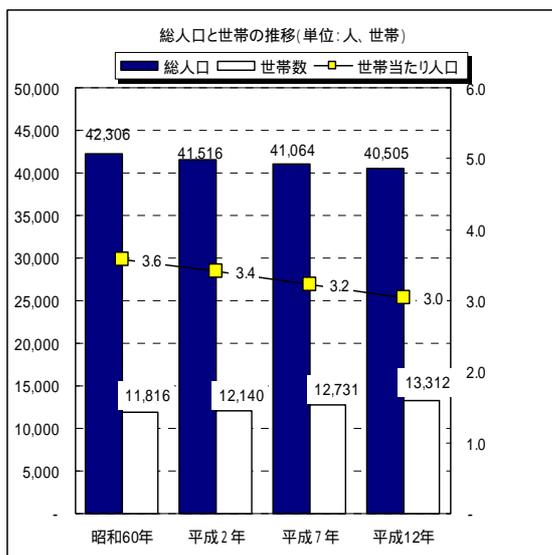
全体の人口をみると、微減少で推移し、平成12年では40,505人になっています。

これに対し世帯数は13,312世帯となっており、増加で推移しています。

これを年齢(5歳階級)別にみると、昭和60年以降、年少人口と生産年齢人口は減少で推移し、老年人口は増加で推移しています。この傾向は3市町とも同じであり、少子・高齢化が進行していることが分かります。

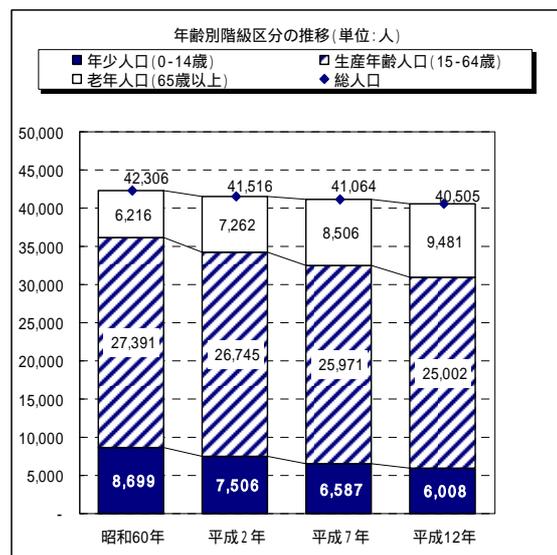
### [ 人口の推移 ( 3市町計 ) ]

#### [ 総人口と世帯の推移 ]



資料：国勢調査

#### [ 年齢別階級区分の推移 ]



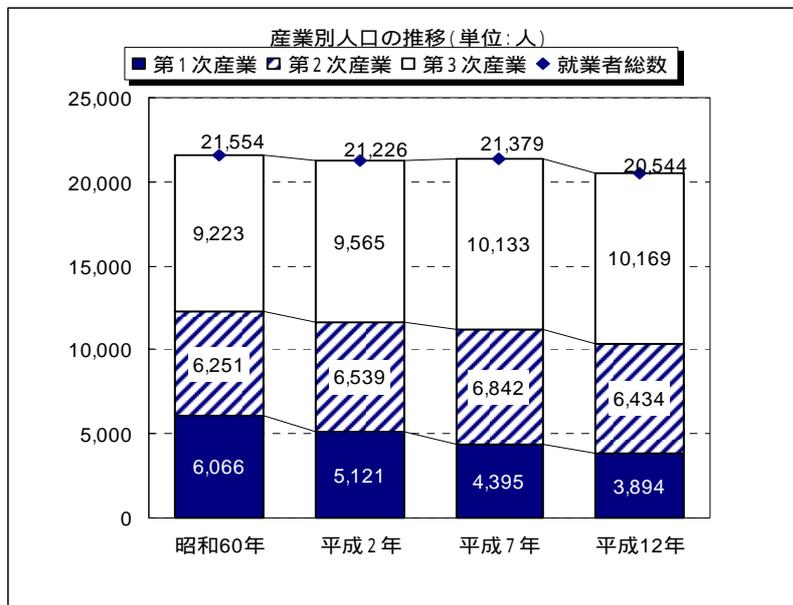
資料：国勢調査

## 産業別人口

平成12年の3市町全体の産業別人口をみると、就業者総数に対する割合は、第1次産業19.0%、第2次産業31.3%、第3次産業49.5%となっており、経年傾向では、第1次産業の減少と第3次産業の増加が進んでいることが分かります。

3市町全体の対就業者総数構成比を愛媛県と比べてみると、第1次産業の就業者総数に対する割合が高く、第3次産業の就業者総数に対する割合が低くなっています。

### [ 産業別人口の推移 ]



資料：国勢調査

### [ 産業別人口3市町内訳(15歳以上) ]

年 度	市 町	人 口 総 数 (人)						対就業者総数構成比(%)			
		人 口	15歳以上人口	労働力人口	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成12年	伊予市	30,547	25,709	15,731	15,063	1,979	4,866	8,171	13.1	32.3	54.2
	中山町	4,541	4,018	2,636	2,563	896	682	985	35.0	26.6	38.4
	双海町	5,417	4,756	2,991	2,918	1,019	886	1,013	34.9	30.4	34.7
	計	40,505	34,483	21,358	20,544	3,894	6,434	10,169	19.0	31.3	49.5
	愛媛県	1,493,092	1,273,267	746,937	709,607	70,957	205,711	431,364	10.0	29.0	60.8

資料：平成12年国勢調査

労働力人口：満15歳以上の生産年齢人口のうちで所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数

### 3 土地利用・道路交通体系

#### (1) 土地利用

3市町の土地利用は、宅地が3.20%、農地は24.98%、山林は53.32%となっています。

伊予市では都市計画区域の指定があります。合併を行った場合には、3市町全域を視野に入れた土地利用計画が課題になると考えられます。

#### [ 土 地 利 用 ]

(単位：k m<sup>2</sup>)

	伊予市	中山町	双海町	計	構成比 (%)
面 積	56.88	75.42	62.17	194.47	100.00
田	8.46	2.26	1.74	12.46	6.41
畑	7.62	16.73	11.76	36.11	18.57
宅 地	4.44	1.02	0.77	6.23	3.20
山 林	16.99	48.08	38.63	103.7	53.32
上記以外	19.37	7.33	9.27	35.97	18.50

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村面積」（平成14年）、愛媛県統計年鑑（平成14年）

#### [ 用途地域別面積 ]

(単位：k m<sup>2</sup>)

	伊予市	中山町	双海町	計	構成比 (%)
都市計画区域	30.40	-	-	30.40	100.00
市街化区域	3.80	-	-	3.80	12.50
第1種低層住居専用	0.18	-	-	0.18	0.59
第1種中高層住居専用	0.32	-	-	0.32	1.05
第1種住居	1.51	-	-	1.51	4.97
第2種住居	0.07	-	-	0.07	0.23
準住居	0.14	-	-	0.14	0.46
近隣商業	0.24	-	-	0.24	0.79
商業	0.24	-	-	0.24	0.79
準工業	0.94	-	-	0.94	3.09
工業	0.13	-	-	0.13	0.43
都市公園	0.03	-	-	0.03	0.10
市街化調整区域	26.60	-	-	26.60	87.50

資料：各市町調べ（平成14年4月1日現在）

[ 農業振興地域整備計画 ]

(単位：k m<sup>2</sup>)

	伊予市	中山町	双海町	計	構成比 (%)
農業振興地域	47.23	58.54	28.83	134.60	69.21
農用地区域	14.35	14.52	12.83	41.70	21.44

資料：各市町調べ（平成15年3月末現在）

構成比は、前ページの表<土地利用>中の面積に対するもの。

上記3表の数値は、四捨五入のため実数と差異がある。

(2)道路

四国縦貫自動車道、国道 56 号、378 号が 3 市町の基幹道路です。国道、県道、市町道の舗装率は、3 市町全体では 9 割近くの舗装率となっています。今後、3 市町全体でバランス良く整備を図ることが必要となっています。

[ 道路の整備状況 ]

市 町	内 容	高速道路	国 道	県 道	市町道	合 計
伊予市	路線延長 (km)	13.8	18.2	25.3	227.0	284.3
	舗装延長 (＂)	13.8	18.2	25.3	220.4	277.7
	舗装率 (%)	100.0	100.0	100.0	97.1	97.7
中山町	路線延長 (km)	4.7	9.4	80.7	137.1	231.9
	舗装延長 (＂)	4.7	9.4	80.5	124.8	219.4
	舗装率 (%)	100.0	100.0	99.8	91.0	94.6
双海町	路線延長 (km)	4.9	18.1	40.0	161.5	224.5
	舗装延長 (＂)	4.9	18.1	36.3	101.5	160.8
	舗装率 (%)	100.0	100.0	90.8	62.8	71.6
計	路線延長 (km)	23.4	45.7	146.0	525.6	740.7
	舗装延長 (＂)	23.4	45.7	142.1	446.7	657.9
	舗装率 (%)	100.0	100.0	97.3	85.0	88.8

資料：各市町調べ（平成14年4月1日現在）

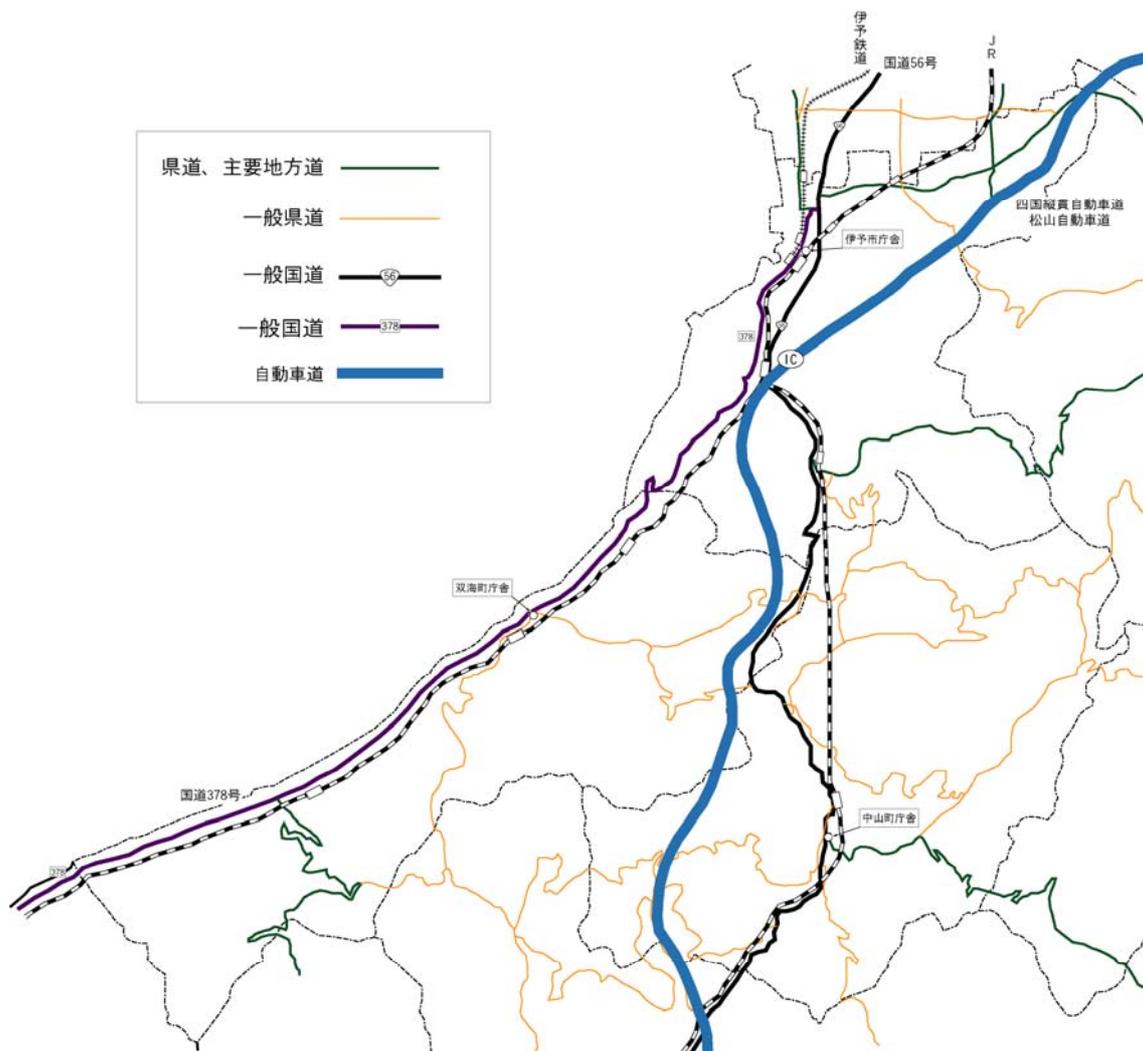
数値は四捨五入のために合計があわない場合がある。

### (3) 鉄道・バス

3市町における鉄道機関は、JR四国(株)による伊予市、双海町を通るJR予讃線、向井原駅から分岐して中山町を通るJR内子線、伊予鉄道(株)による松山市駅から郡中港駅を結ぶ伊予鉄道郡中線があります。利用客の大半は、松山市への通勤・通学となっています。

また、主なバス路線としては、伊予鉄道(株)が松山市駅から伊予市方面、中山町方面へ、伊予鉄南予バス(株)が長浜町から双海町を通じて伊予市へと運行しており、日常生活に密着した路線となっています。

[道路交通の状況]



### 第3 新市のまちづくりの基本方向

#### 1 将来人口の見通し

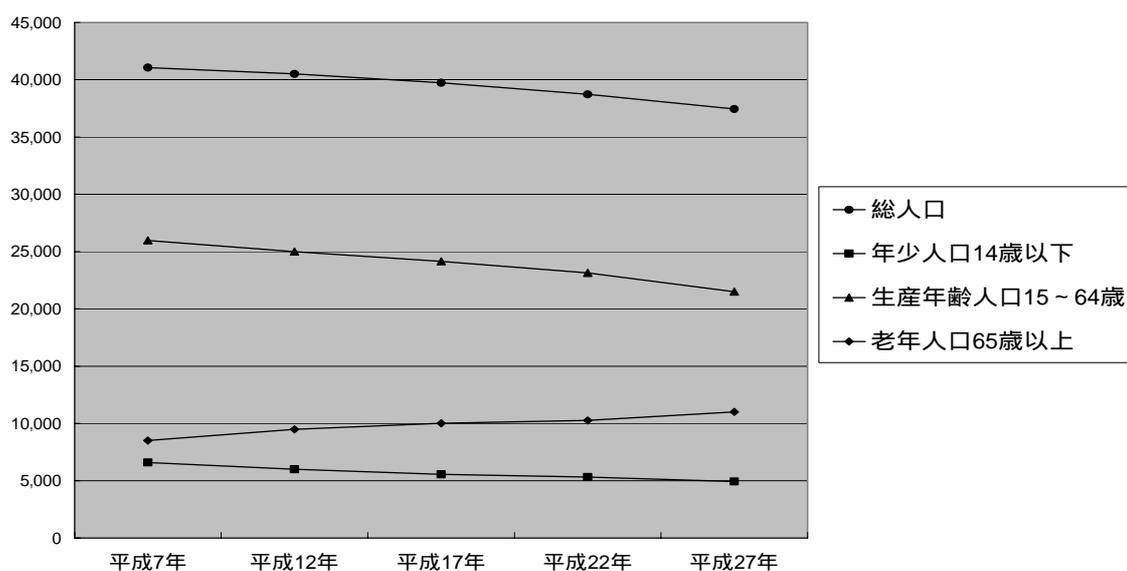
将来人口は、平成7年及び平成12年の国勢調査結果に基づき、コーホート法（国勢調査のデータを基に、その変化率により将来の人口を推計する方法）により推計したものです。

その結果、平成27年には人口37,450人、老年人口の構成比が29.4%となり、人口の減少、老年人口の構成比の増加が更に一段と進むものと見込まれます。

[ 将来人口の見通し ]

(単位：人、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	41,064	40,505	39,728	38,725	37,450
年少人口14歳以下	6,587	6,008	5,555	5,321	4,941
構成比	16.0	14.8	14.0	13.7	13.2
生産年齢人口15～64歳	25,971	25,002	24,153	23,137	21,500
構成比	63.2	61.7	60.8	59.7	57.4
老年人口65歳以上	8,506	9,481	10,020	10,267	11,009
構成比	20.7	23.4	25.2	26.5	29.4



## 2 郷(くに)づくりの基本理念

### (1) 「郷(くに)」概念の設定について

合併後の新しいまちづくりとは、そこに住む人々の・そこに住む人々による・そこに住む人々のための取組み＝ふるさとづくりであると考えます。

この伊予市・中山町・双海町において、中山間地域、沿岸地域、農村地域、住宅地域、商業市街地など、多様な特性を備えた各地域が共生する新市全域を示す概念を「郷<sup>くに</sup>」と呼びます。「くに」とは、細心の配慮をもって営まれる新しいまちづくりにより変化していく「ふるさと」の姿にほかなりません。

### (2) 3市町の現行将来像

伊予市：交流拠点都市

中山町：新しい農村デザインを創造するまち 中山町

双海町：第一次産業の振興を軸とした定住と交流のまち

### (3) 郷(くに)づくりの基本理念

「合併の必要性と課題」からまちづくりの方向性を抽出し、さらにそれをまちづくりの視点と行政運営の視点とから整理統合して導き出したものを「郷(くに)づくりの基本理念」として次のとおり設定します。

- ◆ 地域の自立と活性化（地域内分権の推進）
- ◆ 多様な地域の共生（地域特性を尊重したまちづくり）
- ◆ 地域住民と行政との協働（補完性の原則に基づく連携）
- ◆ 行財政改革（情報公開と住民参画）

## 3 新市の将来像

キーワード：自立・協働・共生・交流

新市の将来像については、郷(くに)という概念を設定しましたが、そのまちづくりの形成過程、すなわち「郷(くに)づくりの基本理念」も併せてイメージされることが望ましく、4つのキーワードから「自立を目指す多様な地域が、交流と協働のまちづくりとにより共生するふるさと」を将来像として次のとおり設定します。

ひと・まち・自然が**出**会う郷(くに)

#### 4 新市のまちづくりの主要施策の体系

= 新市の将来像実現に向けた基本政策 =

3市町の現行総合計画の基本政策を統合して、新市の将来像を実現するための主要施策の体系を次のとおり設定します。

##### 基礎的條件の整備

###### 都市基盤の整備

- 都市計画
- 水資源の確保
- 道路・交通基盤の整備
- 情報・通信基盤の整備

##### まちづくりの基本政策

###### 住環境の整備と生活安全の確保 [はつらつ住みよいまちづくり]

- 生活環境の整備
- 住宅の整備
- 消防・防災・安全の確保
- 環境の保全

###### 福祉の向上と保健・医療の充実 [やすらぎとぬくもりのまちづくり]

- 少子化対策の充実
- 高齢者対策の充実
- 保健・医療の充実
- 福祉施策の向上と保険・年金制度の充実

###### 教育・文化・スポレクの振興 [うるおいと生きがいのひとづくり]

- 学校教育の充実
- 生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興
- 文化の振興
- 人権対策の確立・男女共同参画の推進

###### 産業の振興 [もりもり元気なしごとづくり]

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興

##### 主要施策の推進

###### 参画と協働の郷(くに)づくり

- 住民自治の推進
- 行財政改革の推進

## 5 地域特性に応じた土地利用

新市における土地利用について6つのゾーンに分け、それぞれの地域特性を考慮した活性化策を実施し、各地域が補完し合い、連携する土地利用を進めます。

### シティコアゾーン

---

伊予市の中心市街地を「シティコアゾーン」と位置付け、駅周辺再開発・市街地整備事業の推進、商業・業務施設の計画的誘導など、住環境整備の推進を図ることにより、賑わいのある中心市街地の形成に努めます。

### 市街地形成ゾーン

---

伊予市の既成市街地地区や中山町・双海町の役場周辺地区等を「市街地形成ゾーン」と位置付け、生活道路・上下水道施設、公園、文化・スポーツ施設、福祉施設など、住宅環境の整備を推進し、良質な住宅開発や近隣型商業施設の誘導等を図って、産業活動と居住環境、あるいは自然と居住環境とが調和した市街地形成を図ります。

### シーサイドゾーン

---

新川地区から下灘地区に至る沿岸部一帯を「シーサイドゾーン」と位置付け、新市のシンボルエリアとなるよう既存の公園・海水浴場・ビーチバレーコート等の整備拡充に努めるほか、観光漁業などと連携を図ることにより、一体的な交流拠点の形成に努めます。

### 工業・流通ゾーン

---

新産業形成適地や既成工業団地を「工業・流通ゾーン」と位置付け、周辺の住宅地・農地との調和、公害の防止に留意しながら、工業・流通団地としての基盤整備を図ることにより、優良企業の誘致、既存立地企業の支援・充実等に努めます。

### 農住共生ゾーン

---

農山漁村地域のうち、まとまりのある集落形態を有する地区を「農住共生ゾーン」と位置付け、優良農地の確保と農業生産基盤など農業振興との調和を図りながら、生活道路、集会施設、上下水道施設、身近な公園等の整った快適な居住環境づくりに努め、適地に農村工業導入地区を設定するなど、定住人口の受け入れを図ります。

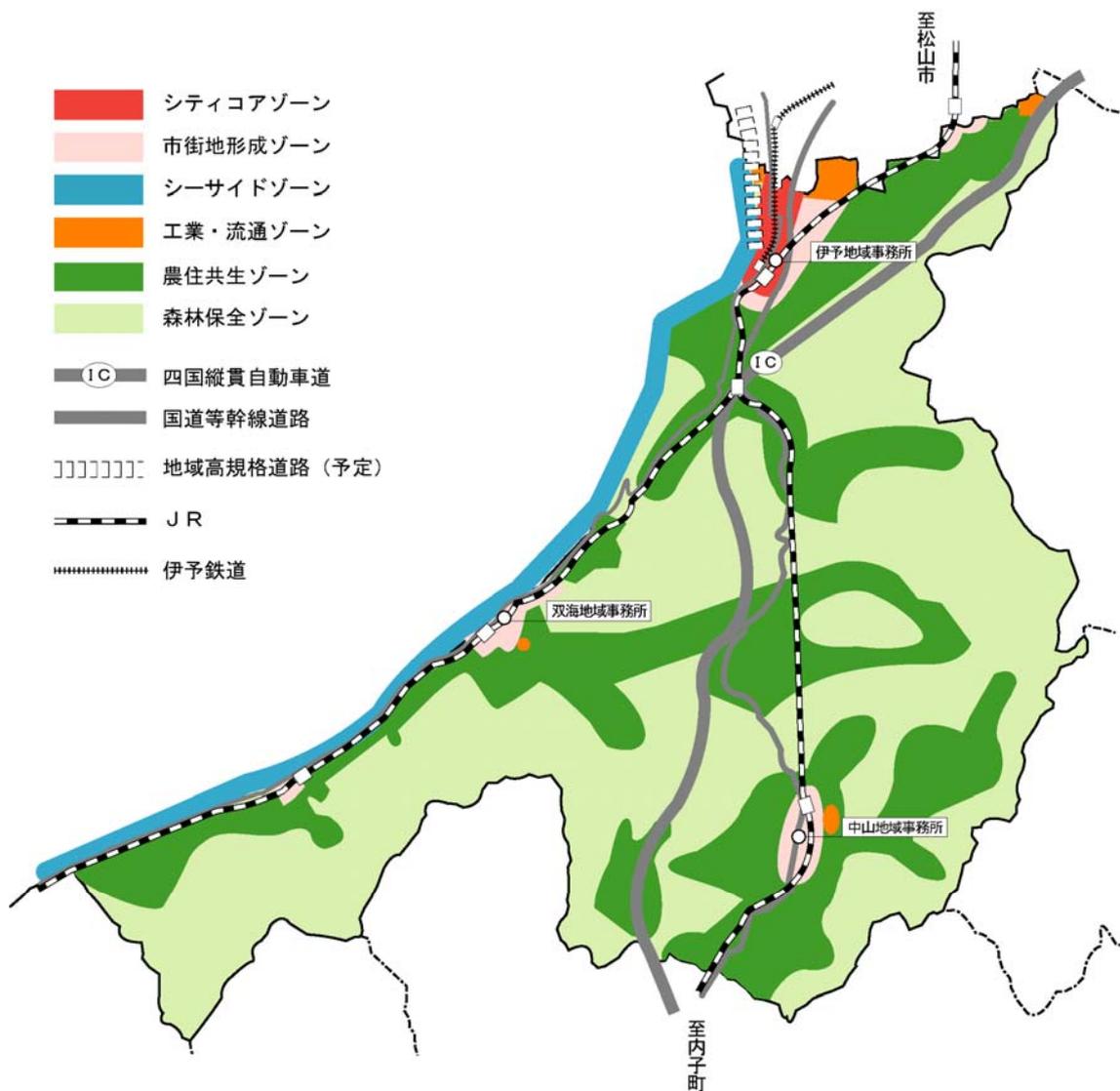
### 森林保全ゾーン

---

山林地域一帯を「森林保全ゾーン」と位置付け、水源保全林・生態保

全林として保全・活用を図るとともに、適地に自然環境と共生する観光レクリエーション施設や公園、遊歩道等の整備を計画的に推進します。

## 土地利用構想図



## 第4 新市の主要施策

### 基礎的條件の整備

#### 都市基盤の整備

##### 都市計画

都市計画マスタープランを策定し、市街地においては、これに基づき用途地域を設定し、都市計画道路・駅周辺環境・公園緑地など都市施設の整備や既成市街地の再開発・土地区画整理など都市基盤の整備を計画的に進め、防災や交通安全対策にも配慮した魅力ある都市空間の形成に努めます。

特に、中心市街地においては、中心市街地活性化法に基づき、商業団体と連携して計画的に整備し、活性化を図ります。

また、市街地以外の集落については、生活道路網の整備、適切な公共施設の配置、主要施設や基幹道路へのアクセスなど、新たな生活需要に対処した環境整備によって利便性の向上を図ります。

##### 水資源の確保

水需要に対しては、安定供給を図るため、有効な水利用に努めながら、節水型まちづくりを推進するとともに、新たな水資源開発に取り組むことが必要です。

そのため、貯水ダムの活用、工業用水として利用される雑用水や雨水の中水道への再利用、海水淡水化の実用化検討などに努めます。

また、農業用水については、農業水利事業の促進やため池の整備改修により水源確保を図るほか、水源地域において森林の保全整備に努め、水源の涵養を図ります。

##### 道路・交通基盤の整備

道路については、広域幹線道路のさらなる充実を目指すとともに、地域内での交通利便性を高め一体的な結びつきを強化することが必要です。

まず広域幹線道路では、国道56号の4車線化、これに接続する国道378号バイパス及び伊予・松山港連絡道路整備の早期実現を働きかけます。

この機能を更に高めるため、新市域内の連絡機能を持つ道路の整備を進め、

産業や住民生活の交流・連携を強化します。

また、松山自動車道中山ＩＣの新規開設を要請し、住民の利便性の向上とともに観光振興などへの活用を図ります。

農道・林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考慮しながら、その整備を進めます。

なお、駐車需要の増大に対応するため、市街地の拠点開発と併せて駐車場を整備します。

一方、高齢者など自動車以外の交通移動手段が必要な方への対応や、公共施設利用時の利便性確保、地球環境保全への貢献といった観点から、公共交通機関の充実が課題となるため、路線バスの利便性向上、コミュニティバス導入の検討、ＪＲとバスとの連携強化、あるいは公共交通利用促進の啓発に努めます。

さらに、新たな海上交通の活用を目指して、新規旅客航路・フェリー航路の開設についても検討します。

#### 情報・通信基盤の整備

世界的な規模で進展している情報化に対応した情報交流の活発化を促し、地域の住民の生活サービスの向上と産業の発展を推進するため、広域的な高度情報通信ネットワーク（ＣＡＴＶ、ＡＤＳＬ、光ファイバーケーブル）の整備や効果的なシステムの導入など、情報基盤を整備し、多様な情報ニーズに対応する高度な情報サービスの提供を図ります。

情報・通信基盤の整備は、生活者の利便性の向上はもとより、地域の活性化や地場産業の振興を図る上からも必要不可欠であり、地域情報化計画を策定して重点的に取り組みます。

また、併せて電子自治体の構築に努めます。

## まちづくりの基本政策

### 住環境の整備と生活安全の確保 ～はつらつ住みよいまちづくり～

#### 生活環境の整備

海運・宿場町等の歴史景観と調和した町並みや農山漁村の町並み整備、住民主導の花と緑のまちづくり運動等を促進し、特色あるふるさと景観の形成に努めます。

公園は、人々に安らぎを与えるとともに、防災空間としての機能も果たすことから、地区公園等身近な施設の整備に取り組みます。

水道事業については、水の安定供給に向けた水源地調査や既存施設の改善及び老朽管の更新を行い、有収水量の向上を図るとともに、水道事業の効率化及び未整備地区の解消に努めながら節水型都市の形成を目指します。

下水道については、美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道の整備方針を確立するとともに、実施中の公共下水道事業や合併処理浄化槽設置事業等の推進及び維持管理を適正に行っていきます。

ごみ・し尿については、一部事務組合も含め、処理体制の検討など、計画的な整備を行う必要があります。

また、住民や事業者の協力を得ながら、ごみの分別収集の徹底、自主的なりサイクル運動、ごみの有料化などにより、ごみの減量化を図ります。さらには清掃ボランティア団体の育成・支援の推進等に努めることにより、ソフト面も含めたクリーンなまちづくりを進めます。

#### 住宅の整備

多様な人々の定住を促進するため、良好な住宅環境の形成とともに、公的住宅の整備や補助制度等の充実により、個人の所得に応じた幅広い住宅の選択肢を用意し、住宅施策の推進に努めます。

中心市街地においては、「まちなか居住」を推進するため、再開発事業などを検討し老朽住宅の建替えと、併せて歴史的資源の保全に努めます。

進行市街地・振興住宅地においては、優良な宅地の供給や地区計画・建築協定等により緑あふれる街並みづくりを誘導し、環境共生型の住宅建設を促進します。

また、周辺部の基礎集落においては、農業集落整備法の活用や住宅団地の新

規整備などにより、農業生産環境や自然と共生する定住型住宅の確保に努めます。

#### 消防・防災・安全の確保

安全に安心して暮らせる生活環境づくりは住みよいまちづくりの基礎的条件であり、大雨・地震など、大規模・多様な自然災害にも適切に対応できる地域の消防・防災体制を整備するため、地域防災計画を策定し、災害発生時の対応体制を充実整備させるとともに、災害の未然防止、被害の拡大防止、災害復旧体制の整備などに努めます。

そのため、各地域の防災体制の拠点となる施設の整備、防災情報ネットワークの構築、防災行政無線の拡充を図るとともに、大規模地震への対策が求められる中、避難所となる公共施設等の充実をはじめ、自治体間の広域応援体制の構築、防災訓練の実施など、地震災害への対応を想定した取り組みを進めるほか、自主防災組織の育成など地域の防災力の向上を図り、災害に強い安全な地域づくりに努めます。

また、大規模火災への対応や迅速な消防・救急活動が可能となるよう、消防・救急体制の強化を図るとともに、老朽化した消防施設や消防車両・装備及び消防水利施設の整備更新を計画的に進めます。

さらに、道路交通体系の整備や高齢者の運転免許保有率の増加などに対応した交通安全対策を強化するため、交通安全施設の充実、救急医療体制の整備、被害者救済制度の充実などに努めます。

#### 環境の保全

快適な生活環境を求めるニーズに対応し、豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民・事業者等の自主的、積極的な環境保全活動を支援します。

さらに、水質の汚濁防止や不法投棄の取締り、環境実態調査による関係機関・事業者への指導強化を図るとともに、自然海浜、河川の護岸、荒廃した森林など危機に瀕している自然環境の保全・再生を進め、新市全域にメダカが泳ぎ、ホタルが飛び交う自然豊かなまちづくりに努めます。

これらにより、住民・事業者・行政が一体となって省資源・省エネルギーの視点に立ったエコライフの普及など資源循環型社会の形成に努めます。

## 福祉の向上と保健・医療の充実　～やすらぎとぬくもりのまちづくり～

### 少子化対策の充実

総合的な少子化対策の方針を確立し、多様化する子育てニーズに対応するため、保育所の体制及び機能の拡充を進めるとともに、学校などと連携した児童の健全な育成を図ります。

次の世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児保育や延長保育など、多様化する保育サービスの充実を図り、それらの機能を備えた多機能保育所の整備と、民営化を含めた、地域の実情に応じた保育環境の整備に努めます。

さらに、児童館・学童保育機能を有するコミュニティ施設の整備や既存施設の活用などにより、児童の育成環境を整えるとともに、学校・行政・ボランティア団体などとの連携による子育てに関する相談・指導体制を充実し、地域・家庭・職場の子育てネットワークによる安心して子育てができる環境づくりを推進します。

これらは、若者定住対策の視点からも重要な施策であるため、関連事業を体系化し、重点的に取り組みます。

### 高齢者対策の充実

新市においても、顕著な高齢化の進行が予測されます。これを高齢者のみの対策としてではなく、社会全体の課題として、保健・医療をはじめ各種関連事業と連携した重点的な取り組みを推進します。

高齢者が生きがいを持ち、積極的な社会参加を促進するため、生涯学習・文化活動・地域の伝統行事など、多くの人々と心の交流ができる場を提供するとともに、経験・知識・技能を様々な場で発揮していけるよう、元気な高齢者に対する生きがい活動支援やシルバー人材センターのネットワーク化等、高齢者の活躍の場を拡充することにより、充実した高齢期の確立と社会参加を促します。

老後も住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう、自立支援に向けた居宅サービスに重点を置き、きめ細かなサービスの充実を目指して介護サービスの質的向上に努めるとともに、負担能力に応じた保険料の設定にも配慮します。

高齢者福祉施設については、民間活力の導入や広域的連携等を図って必要施設の整備に努め、優先する条件を考慮した入所判定基準を設定します。

### 保健・医療の充実

住民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう保健・医療・福祉の連携を強化し、住民の健康管理意識の高揚と自主的・主体的な健康づくりの促進に努めます。

また、総合的な健康管理情報システムの構築や各保健センターのネットワーク体制の整備、合併により充実する専門的職員体制などを活かして、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

さらに、医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、関係機関と連携しながら地域医療の充実に努めます。

### 福祉施策の向上と保険・年金制度の充実

福祉サービスを必要とする人々が、地域社会で生き生きと生活できるよう地域福祉活動の推進を図ります。

障害者については、積極的に地域社会とのふれあいが図られるよう、就労支援などの相談体制や公共施設のバリアフリー化促進、支援施設の整備など、環境整備を図ります。

家庭では、ひとり親世帯や共働き世帯での、就労と子どもの養育等の日常生活の負担が重くなっており、負担を少しでも軽減するため、経済面と精神面から援護する地域社会の実現を目指して、関係機関との連携した相談・指導体制の充実に努め、各種制度の周知・活用を進めます。

地域では、一人ひとりが「福祉の担い手である」という意識と、「共に支え合い助け合う」という福祉の心、福祉の風土を醸成するために、関係福祉団体などの連携・協力のもと、リーダーの養成やボランティアの育成などを推進し、地域自らが福祉サービスの担い手となるよう支援します。

さらに、生活保護などの低所得者福祉施策や、勤労者福祉施設の充実などの勤労者施策の充実に努めます。

市民が健康で安心して生活できる高齢社会を確立するため、国民健康保険制度における負担の公平化に努めます。

また、国民年金は、老後の充実した生活を営むための保障として、年金制度の周知に努めるとともに、年金相談業務などの充実に努めます。

## 教育・文化・スポレクの振興 ～～うるおいと生きがいのひとづくり～～

### 学校教育の充実

互いを思い合うゆとりと自ら考える能力を持つ心豊かな人間形成を図るため、地域の中で創造的に学び、楽しく過ごせるひとづくりを目指します。

幼児教育・学校教育においては、一人ひとりの自主性、創造性、協調性を重んじ、生きる力を持つ心豊かな人材を育てるため、教育施設の整備や教育内容の充実等に取り組みます。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、地域社会に開かれた教育をめざして、学校教育の場での地域の人材の活用等を推進します。

### 生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興

多様化する生涯学習・スポーツなどの住民ニーズに応えるため、公民館体制と生涯学習推進体制の確立を図るとともに、地域の交流活動を促進し、地域の伝統・文化の継承やレクリエーション活動を通じた社会教育の充実を図り、情報ネットワークを活用した生涯学習など、情報化の進展に対応した新たな教育機会の拡充を推進します。

そのため、多様な団体や住民を対象にした講座や教室の充実、学習リーダーの育成を図り、各地域の施設の相互提携と活用を促進するとともに、運営体制を充実します。

子どもの健全育成のため、家庭・地域の教育力向上の支援を行います。

また、スポーツ・レクリエーション活動の推進によって、住民の健康と住民相互の交流による豊かな地域コミュニティの形成を推進するため、スポーツ施設の充実整備を計画的に進めるとともに、指導者や活動団体・ボランティアを育成し、適切な運営体制の整備に努めます。

さらに、各種生涯学習・スポーツ施設間の情報ネットワークの整備により各施設や催物情報などの広域的な活用に努め、講師・指導者・ボランティア等の人材登録情報の提供等を図り、活動の支援体制を充実します。

### 文化の振興

これまでに育まれた各地域の独自の文化と伝統芸能などを継承し、新たな地域文化を創造することによって、住民の地域への愛着の向上や地域コミュニティの形成を推進します。

新市には多数の指定文化財や無形民俗文化財等があるほか、多くの埋蔵文化財包蔵地が点在しているため、専門職員の充実等を図ってこれら歴史遺産の適切な保存・保護・伝承に努めます。

同時に学校教育、生涯学習活動で活用し、住民が広く郷土の歴史や文化について学び、ふれあうことのできる、ふるさと学習機会の拡充を図ります。

さらには、交流の様々な活動を展開する住民団体を支援し、国際感覚豊かな住民の育成に努めます。また、外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

#### 人権対策の確立・男女共同参画の推進

平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の充実にも努めるとともに、専門的な人権相談体制の強化や相談者の一時避難受入体制の整備について検討します。

また、男女が社会を構成する対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりを促進します。

少子・高齢化が急速に進む中で、社会全体の活力を維持し続けていくためには、男女が共に職場・家庭・地域で活躍できる環境を整えていくことが強く求められています。

そのため、女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮できるよう、男女平等意識の普及活動の強化、女性団体への活動支援や相談体制の充実とともに、行政、地域組織の意思決定の場へ女性の参画と登用の促進を図ります。

さらに、女性の労働環境の整備、社会活動に参加しやすい環境づくりや健康対策、福祉の向上に努めることにより、男女共同参画社会の形成を促進します。

## 産業の振興 ～～もりもり元気なしごとづくり～～

### 農林業の振興

農林業については、生産基盤の整備を図るとともに、食の多様化と安全性の要求が高まる中で、消費者ニーズに即した無農薬野菜など高付加価値農林産物の生産や価格・流通体制の整備、地域ブランド化の推進を図り、時代にふさわしい競争力のある農林業の振興に努めます。

特産品が集まるふるさと市などを生かした地域ぐるみの地産地消体制の充実を図ります。

そのため、優良農地の確保を図り、中核的農家の育成と農業後継者の育成に努めます。

また、中山間地においては、特産野菜や果樹の産地として育成し、林業との複合経営を展開するなど活性化を図り、豊かな環境資源でもある林野の保全に努め、これを観光資源として活用することも検討するなど、農村地域の豊かで活力あるふるさとづくりに努めます。

### 水産業の振興

水産業の一層の振興を図るため、水産資源管理を進めるとともに、関係団体と地域とが一体となって地域ブランドの強化をめざした取組みを推進し、漁港や漁村における生活環境などの整備のほか、育てる漁業の整備・充実を推進します。

そのため、県水産試験場での研究や港湾・漁港整備、海岸線の保全など海の環境保全体制を整備するとともに、地域の生態系を踏まえた漁礁・漁場の開発、藻場造成などを進め、水産資源の増大と漁獲の持続的確保を図ります。

また、新技術の開発や流通・加工体制の整備を支援します。

### 商工業の振興

既存の商店街においては、地域の特性を生かした共同事業を展開する組織体制の確立を促すとともに、各種イベントの開催や商店街の環境整備、空店舗の活用による創業者の支援等の施策を展開します。特に、中心市街地においては、市街地の整備改善と商業の活性化のための事業を一体的に推進します。

また、地域商品券の発行など住民の地域内商店の利用を促す事業を推進し、消費需要の市外への流出を抑えるよう努めます。

工業については、工業団地や工業適地の基盤整備を図り、特色を活かした企業誘致活動を進めます。また、既存企業については企業間の連携や異業種交流の促進、新たな商品開発や起業機会の拡大に資する取組み等への支援の充実に努めます。

地域に密着したコミュニティビジネスの育成強化など雇用機会の創出に努め、既存企業やハローワークとの連携した地元企業説明会などを開催し、住民の働く場の確保・拡充に努めます。

### 観光の振興

新市では、より広い範囲での観光行政を考えることができるため、観光客の行動範囲の広がりに応じた広域的な観光地整備、観光宣伝などに取り組みます。

観光振興には、観光案内の充実と受け入れ体制の確立が必要であり、リピーターを増やすために、観光客に対して「もてなしの心」を持ち、訪れる人への気配りを実践し、観光地としての魅力向上を図ります。

また、地域資源を活かしながら、「グリーン・ツーリズム」「ブルー・ツーリズム」の振興を図り、見る観光地から参加・体験型の観光地への発展を図ります。

また、物産施設や道の駅、各観光拠点施設などの整備、新市の観光資源をネットワーク化させ、滞在型観光地化や観光のオールシーズン化（通年化）、リピート化（反復化）の促進を図ります。

## 主要施策の推進

### 参画と協働の郷(くに)づくり

#### 住民自治の推進

地方分権と少子高齢社会に対応し、地域において住民自治を推進するため、住民と行政が対等の立場で相互に補完し合う協働のまちづくりが求められています。

そのため、地域内分権を推進し、住民が公共的活動や行政参画をし、行政からの諮問に対して地域の意見等を集約し答申したり、公共事業やまちづくり計画に対しても意見具申するほか、地域の公共的なサービスも自ら担うための住民自治組織を整備し、これを制度化することによりその活動を支援します。

住民自治組織が行う公共的活動は、地域の公共的施設の管理のほか、福祉、環境、防災、教育などの分野にわたり、住民の参加・協力を得ることで効果が期待できる業務とし、これらの公共的活動に対しては、地域振興基金（特例債）などを財源とする財政支援を行い、その組織運営についても人的支援を行うなど支援体制を確立し、住民みんなで支え合うまちづくりに努めます。

住民と行政の役割や自治組織のあり方など、新市の行政運営の規範を示す自治基本条例を頂点とした条例体系を整備し、新市における公共のルールや権利と責務を明確にするなど、住民自治の確立を目指します。

さらに、自治支援センターなど活動拠点施設の計画的な整備と自主管理を推進し、地域住民にとってより利用しやすい施設運営の工夫を促し、地域の自治活動拠点機能の向上に努めます。

#### 行財政改革の推進

地方分権と少子高齢社会に対応した参画と協働のまちづくりのため、住民自治の推進と地域間の均衡ある発展に配慮した組織・機構の構築、行政評価制度の導入、行財政改革の推進により行政組織の高度化とスリム化を進め、時代に即した行政課題に対応することが必要です。

行政組織内分権を実施し、主に内部管理事務を所管する本庁と、旧市町を所管区域として総合的な行政事務を行う地域事務所とを設置し、効果的な事務配分を行います。地域事務所では、総合窓口化を進めるとともに、住民の身近なところでサービスが提供できるよう郵便局などサービス拠点の整備も検討し、

行政情報や地域情報の迅速な提供に努め、広域的な高度情報通信ネットワークの導入により、電子自治体の形成を推進し、住民サービスの向上に努めます。

住民自治組織と連携し、広報広聴制度や情報公開制度の拡充を図るほか、個人情報保護に配慮しながら、行政の透明化等を進め、住民に分かりやすく、住民の声が届きやすい参画と協働のまちづくりの推進を図ります。

そのため、住民と行政の役割と責任を条例で明確に示し、住民自治組織を制度化して住民の行政参画の環境を整備し、特定地域に関する事業等について行政へ意見・提言を行う制度とともに、行政による各種計画等に関する事項の意見聴取体制を確立します。

財政面では、組織の合理化、合併の効果及び、広域的・総合的な事業の見直しによる効果と行政サービスによって、財源の計画的、効率的な財政運営を推進することにより、健全な財政基盤の強化を図ります。

## 第5 新市における県事業の推進

新市においては、住民福祉の向上と速やかな一体性を確立するため、愛媛県と連携を取りつつ、新市域内の交流を活発化させるとともに、その地域特性や立地環境、歴史文化を背景とした生活・生産・交流などの機能強化に取り組んでいく必要があります。

また、新市は、愛媛県の支援と協力により、新市域内の幹線道路網の整備や公共交通機関の整備拡充など、都市基盤・生活基盤の整備に努め、新市の均衡ある発展を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進するため、積極的に愛媛県事業を展開していきます。

## 第6 公共施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、既存施設の有効活用等も考慮しながら、効率的かつ一体性のある地域運営の観点から、適正な配置を図ります。

また、新設される施設については、求められる機能、運営に適した立地・規模、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、順次、検討・整備していくこととします。

## 第7 財政シミュレーション

### 1 財政シミュレーションの考え方

このシミュレーションでは、3市町で現在行われている標準的な事業・行政サービス等をこのまま継続するものとして、合併しない場合と合併した場合の財政的な推移をみるものです。

データは平成14年度までの決算書、平成15年度決算見込み額及び3市町の平成15年度普通会計中長期財政計画を平成16年度当初予算編成時における収支見通しにより見直ししたものを基本としています。また、人件費削減額の試算については、3市町の平成14年度実績値を活用しています。

3市町が合併した場合の財政シミュレーションは、次のような条件をもって試算しています。

合併初年度は平成17年度と想定し、推計期間は普通交付税の算定特例の期間とそれに続く激変緩和措置に係る期間に配慮し、20年間（平成36年度まで）としています。

通常は歳入歳出の収支バランスを取って予算編成を行いますが、このシミュレーションでは考慮しておりません。

国の財政支援措置（合併特例債除く。）で可能なものはすべて活用しています。

税制度は、現行の制度を基本としています。

普通交付税は、平成26年度までは個別算定の試算値に一致させ、合併後11年度目となる平成27年度からは5年間にわたって通常の算定額へ段階的に縮小しています（一本算定と激変緩和措置）。一本算定額は、類似団体から重回帰分析で推計しています。

普通交付税については、現段階では国の具体的な方向性が明確にされていないため予測が困難ですが、その財源をめぐる先行きは非常に厳しいものがあり、今後交付額が削減されるものと見込まれます。したがって、合併しない場合は普通交付税から振り替えられている臨時財政対策債が10年間で段階的に0になるという条件で推計しています。また、合併した場合においても今後の予測が困難であることから合併しない場合と同様の条件で推計し、国の財政支援措置や人件費等削減額の合併効果を明らかにしています。

なお、普通交付税は、特に自治体規模が小さくなるほど影響（減額）は多大になると言われており、合併しない場合には特にその影響を受けるものと考えられます。

繰越金については、前年度の収支を繰り越すこととしていますが、前年度の収支がマイナスの場合は0としています。

## 2 財政シミュレーションの実施結果

### 合併しない場合の財政収支の見通し（3市町の単純合計）

（単位：百万円）

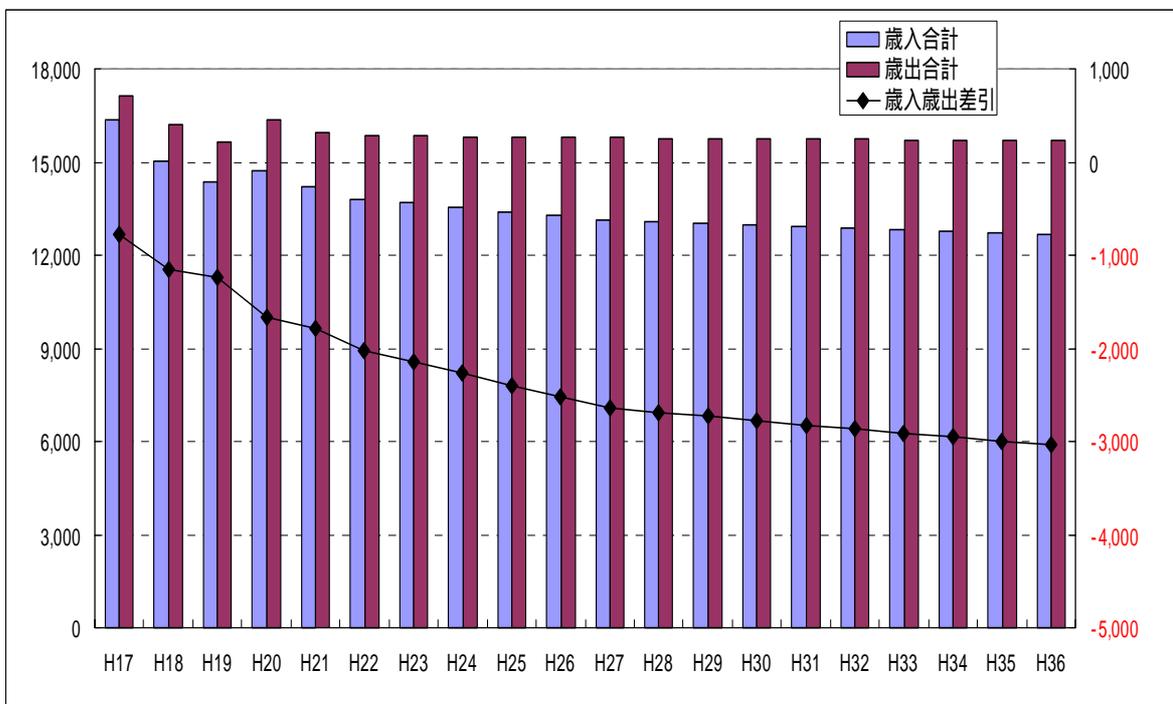
3市町 （合計）	基準年度 （平成14年度）	平成17年度 （合併初年度）	平成21年度 （合併5年目）	平成26年度 （合併10年目）	平成32年度 （合併16年目）	平成36年度 （合併20年目）
歳入額 （A）	18,791	16,362	14,193	13,269	12,860	12,648
歳出額 （B）	17,681	17,143	15,971	15,790	15,726	15,680
A - B	1,110	781	1,778	2,521	2,866	3,032

注) 表記は百万円単位となっており、十万円台で四捨五入しています。したがって、各項目の計算値とA - Bの欄が一致しないことがあります。

### 合併しない場合の財政収支の見通し

#### 3市町の単純合計の財政収支の見通し

（単位：百万円）



### 3 合併効果を見込んだ歳入額、歳出額の推移予測

#### (1) 歳入額

合併しない場合、3市町の歳入額の合計は、平成17年度では163.6億円程度となるものとみられます。これに対し合併時には、合併特例債を活用しない場合169.4億円程度となり、単純に5.8億円程度有利となります。これは、合併補助金や特別交付税措置等の国の財政支援効果ということになります。

#### 歳入総額の比較

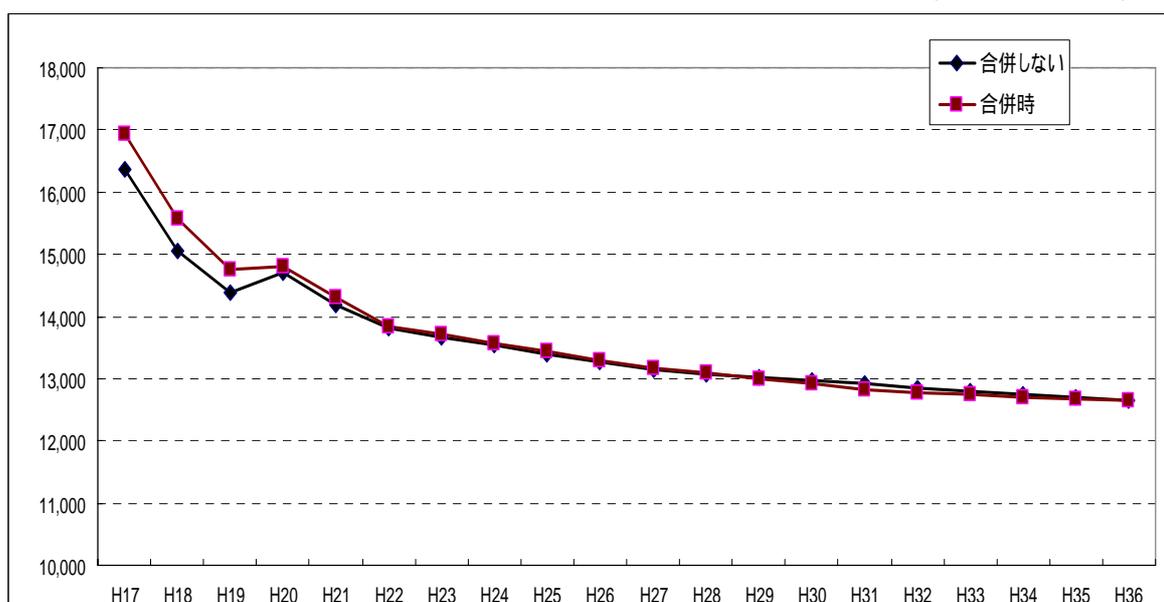
(単位：百万円)

	基準年度 (平成14年度)	平成17年度 (合併初年度)	平成21年度 (合併5年目)	平成26年度 (合併10年目)	平成32年度 (合併16年目)	平成36年度 (合併20年目)
合併しない場合	18,791	16,362	14,193	13,269	12,860	12,648
合併した場合 (合併特例債除く)	-	16,943	14,307	13,305	12,776	12,644
比較額	-	581	114	36	84	4

注) 表記は百万円単位となっており、十万円台で四捨五入しています。

#### 歳入総額の比較

(単位：百万円)



合併効果の総額では、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間であわせて約 19.2 億円の効果が見込まれます。

歳入額の合併効果（10 年間、合併特例債を活用しない場合）

（単位：百万円）

	合併しない場合	合併時歳入額	合併効果	効果額累計
H17	16,362	16,943	581	581
H18	15,045	15,583	538	1,119
H19	14,377	14,765	388	1,507
H20	14,700	14,814	114	1,621
H21	14,193	14,307	114	1,735
H22	13,806	13,843	37	1,772
H23	13,671	13,708	37	1,809
H24	13,538	13,574	36	1,845
H25	13,403	13,439	36	1,881
H26	13,269	13,305	36	1,917
H32	12,860	12,776	84	1,708
H36	12,648	12,644	4	1,574

注) 合併効果は、合併しない場合とした場合の毎年の比較

(2) 歳出額

歳出は、合併しない場合と合併した場合（合併特例債を活用しない場合）では、人件費、物件費等の削減効果により、合併時のほうが少なくなっています。合併直後の平成 17 年度では、ほぼ同程度ですが、5 年目の平成 21 年度には約 4.8 億円の歳出削減が見込まれます。

歳出総額の比較

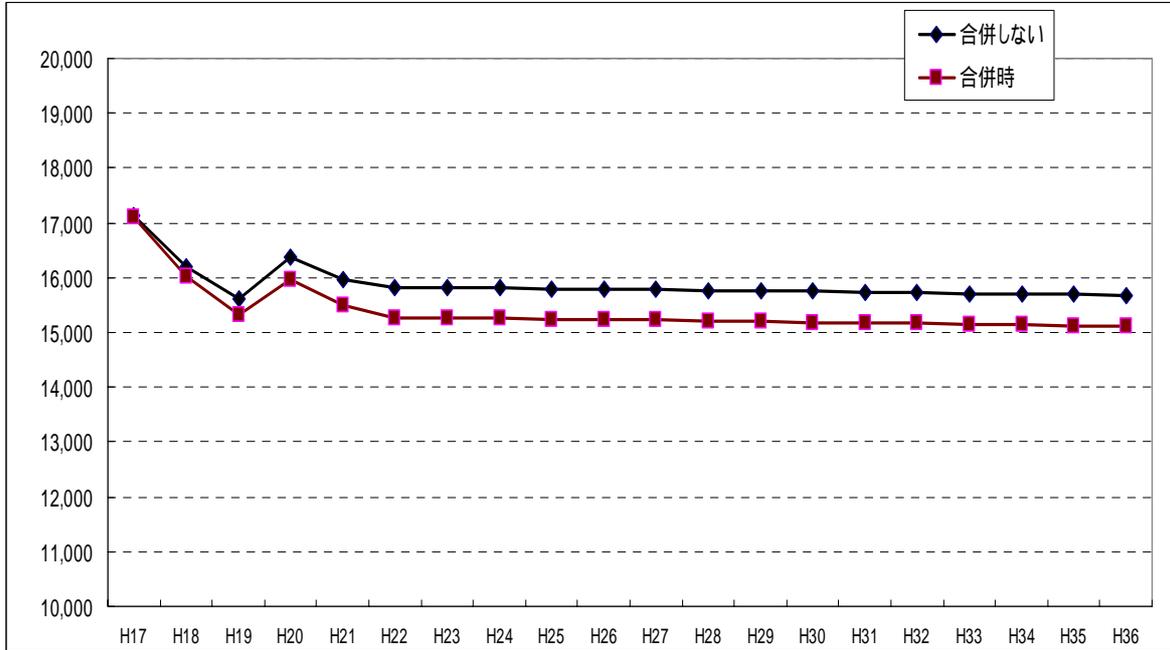
（単位：百万円）

	基準年度 (平成 14 年度)	平成 17 年度 (合併初年度)	平成 21 年度 (合併 5 年目)	平成 26 年度 (合併 10 年目)	平成 32 年度 (合併 16 年目)	平成 36 年度 (合併 20 年目)
合併しない場合	17,681	17,143	15,971	15,790	15,726	15,680
合併した場合 (合併特例債は除く)	-	17,095	15,493	15,232	15,163	15,114
比較額	-	48	478	558	563	566

注) 表記は百万円単位となっており、十万円台で四捨五入しています。したがって、各項目の合計と合計欄が一致しないことがあります。

10年間の総額では、合併した場合（合併特例債を活用しない場合）では、合併しない場合より約41.8億円支出額が削減されるものと見込まれます。

歳出総額の比較



歳出額の合併効果（10年間、合併特例債を活用しない場合）

（単位：百万円）

	合併しない場合	合併時歳出額	合併効果	効果額累計
H17	17,143	17,095	48	48
H18	16,198	16,036	162	210
H19	15,617	15,329	288	498
H20	16,375	15,956	419	917
H21	15,971	15,493	478	1,395
H22	15,830	15,275	555	1,950
H23	15,821	15,265	556	2,506
H24	15,811	15,254	557	3,063
H25	15,800	15,243	557	3,620
H26	15,790	15,232	558	4,178
H32	15,726	15,163	563	7,542
H36	15,680	15,114	566	9,801

#### 4 合併による経費削減と財政支援措置

人件費などの経常的経費が削減されるとともに、国からの財政支援措置が受けられることとなります。財政シミュレーションによる推計結果から、次のような効果が期待されます。

項 目	推計される効果額	備 考
(1) 人件費の削減効果	約 32.2 億円	
(2) 物件費の削減効果	約 11.4 億円	
(3) 合併に伴う財政支援措置	約 154.6 億円	

##### (1) 人件費の削減効果の試算

議員報酬、特別職や一般職の給与は、合併後 10 年間の累計では、約 32.2 億円の削減が推計されます。

##### 合併後 10 年間の人件費削減額

区 分	削 減 額	備 考
議員報酬	約 5.1 億円	47 人から 26 人へ 21 人の削減。
市町長等四役の給与	約 11.2 億円	12 人から 4 人へ 8 人の削減。
一般職の給与	約 15.5 億円	401 人から 373 人へ 28 人の減少。
委員等報酬	約 0.4 億円	教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、
計	約 32.2 億円	

注 1 : 合併後の新市の議員数は、法定数、合併特例法の特例は適用しないという条件で試算。

2 : 一般職の給与の試算に当たっては、類似団体以下の職員数とし、人口千人当たり 9.20 人で試算。

## (2) 物件費の削減効果の試算

物件費は、平成 17 年度の見込み額を基本に 18～20 年度の当初 3 年間で 1 割削減するものとして推計しています。また、合併時のコンピュータシステムの統合、庁舎等施設の改造等、合併に関わる経費が予想されることから、普通交付税に算入される合併直後の臨時的経費を見込んでいます。その結果、平成 17 年度には約 22.7 億円と見込まれ、平成 16 年度見込み額より約 1 億円高い水準が見込まれるなど、合併当初は負担増が見込まれますが、順次合併効果により減少し、10 年間では約 11.4 億円の軽減効果が期待されます。

### 物件費の削減効果（16 年度見込額との比較）

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
物件費	2,269	2,194	2,121	2,050	2,050	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974
削減額	100	25	48	119	119	195	195	195	195	195
削減額 累計	100	125	77	42	161	356	551	746	941	1,136

平成 16 年度見込額 2,169 百万円

(3) 合併に伴う財政支援措置の試算

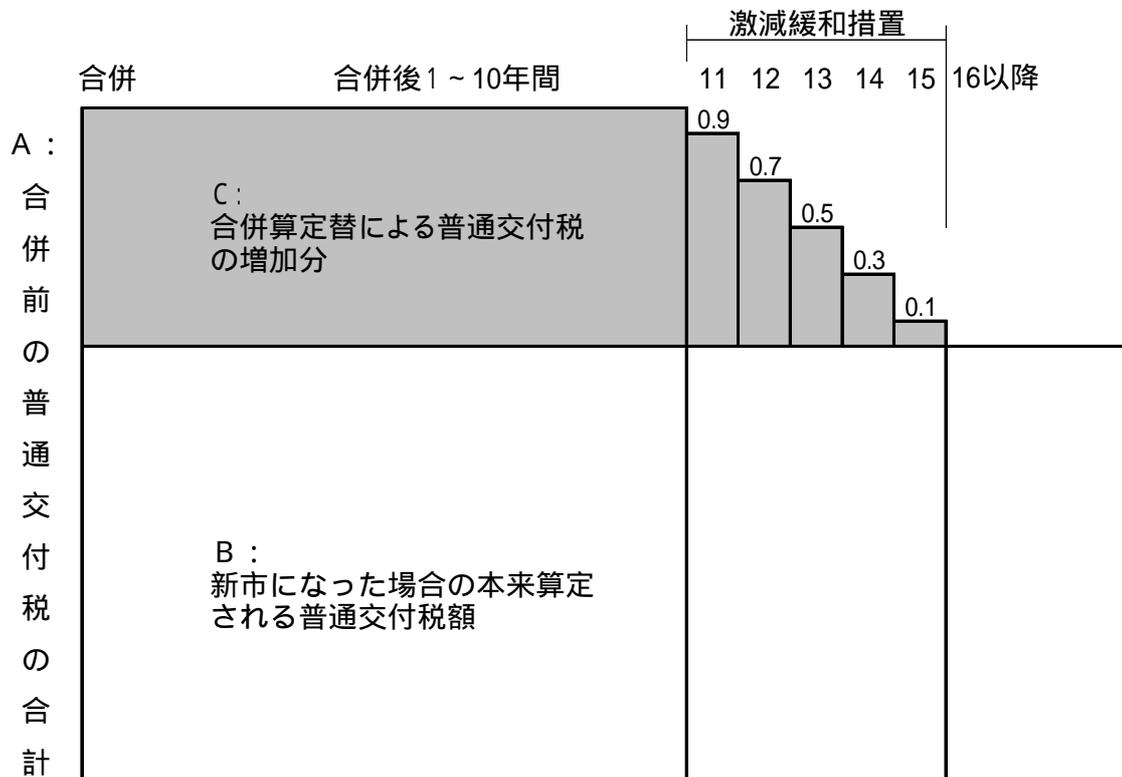
合併後 10 年間で約 154.6 億円の財政支援措置を受けることができます。ただし、合併特例債については、償還額の約 7 割が普通交付税で措置されるとはいえ、後年度の財政負担が大きいことから、利用に当たっては慎重な対応が求められます。

合併に伴う財政支援措置の試算額

財政支援措置	試算額	備考
合併市町村補助金（国）	約 3.0 億円	人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を上限。（3 か年計）
合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）（国）	約 130.9 億円 （借入限度額）	新市建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充当。標準全体事業費のおおむね 95% を上限とし、元利償還金の 70% は普通交付税で措置される。（10 か年計）
合併市町村まちづくりのための基金造成に対する財政措置（合併特例債）（国）	約 11.4 億円 （標準基金規模）	旧市町単位の地域振興や住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し充当。標準基金規模のおおむね 95% を上限とし、元利償還金の 70% は普通交付税で措置される。（10 か年計）
合併直後の臨時的経費に対する財政措置（国）	約 3.8 億円	普通交付税（合併補正）による包括的財政措置。（5 か年計）
新たな特別交付税措置（国）	約 5.5 億円	合併を機に行われる新たなまちづくり、公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等への支援。（3 か年計） （1 年目：5 割、2 年目：3 割、3 年目：2 割）
計	約 154.6 億円	（10 か年計）

### 普通交付税の算定の特例(合併算定替)

合併年度及びこれに続く 10 か年度は、3 市町がそのまま存続した  
ものとして算定される交付税額の合計額を保障し、その後 5 か年度に  
ついては保障額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられます。こ  
れを「普通交付税の算定の特例(合併算定替)」といい、合併により  
受けられる大きな財政支援の一つです。



# 新市まちづくり構想体系図

必要性と課題	まちづくりの方向性	行政運営の方向性	基本理念	将来像	主要施策		重点事業
生活圏拡大と住民ニーズ 高度・多様化への対応	分散型のまちづくり 地域の自立 住民自治の推進 地域活動拠点整備	行財政改革 地域活動の支援 公＝官の見直し	地域の自立と 活性化	多様な特性を持 った各地域が共 生するふるさと 「伊予・中山・ 双海」を郷(くに) と呼ぶ。	件基 礎的 備条	都市基盤の整備	都市計画 水資源 道路・交通 情報・通信
地方分権推進への対応	住民自治の推進 住民の参画	行政評価制度 住民参画と情報公開 総合支所機能の充実				多様な地域の 共生	キーワード： 自立・共生・ 協働・交流
少子高齢社会への対応	協働のまちづくり	民間サービス活用 協働のまちづくり	地域住民と行政 との協働	ひと・まち・自然が 出会う郷(くに)	まち づく りの 基 本 政 策		
住民サービスの充実・向 上への対応	住民自治の推進	総合窓口化・IT活用 職員の資質向上 サービス拠点整備				行財政改革	ひと・まち・自然が 出会う郷(くに)
3市町のまちづくり実績 と課題への対応	地域資源の活用 地域・団体の交流と連携 新市の一体性 参画と協働のまちづくり	少子化対策 高齢化対策 地域の支援 自然環境の保全 産業・観光の振興 中心市街地活性化 行財政改革	行財政改革	ひと・まち・自然が 出会う郷(くに)	進策主 の要 推 施		
新市として活用すべきま ちづくり資源の活用	交通基盤・立地条件 自然環境 歴史・文化 食の産業・食の文化	イメージづくり ブランドづくり				行財政改革	ひと・まち・自然が 出会う郷(くに)

住民自治制度  
事務の方式  
(伊予方式)

自治基本条例を  
頂点とする例規  
体系